

事務連絡  
令和2年5月7日

各位

九州運輸局 海上安全環境部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正を受けた、感染拡大の防止等について（依頼）

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大による非常に厳しい経営環境のなかで、懸命な努力を重ねて事業を継続していただいていることにつきまして、深く感謝申し上げます。

これまで皆様には厳しい状況のなか大変なご努力をいただいてまいりましたが、令和2年5月4日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、国内において現時点で未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えないこと。また、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、全都道府県を対象に発出された緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長する旨が発出されたところです。また、同本部では、去る令和2年3月28日に同本部で決定され、4月16日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も改正されたところです。

この緊急事態宣言の実施期間延長と同基本的対処方針の改正を受けて、別紙のとおり、国土交通省海事局から各団体に向けて、5月5日付で事務連絡が発出されているところではありますが、5月31日までの取り組みが収束へ向けた重要な1か月であることから、九州運輸局からも改めて事務連絡を発出するものです。

貴団体におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の取り組みにご協力をいただいているところですが、改めて下記事項について了知いただきますようお願い申し上げます。

業務多忙の折誠に恐縮ですが、どうぞよろしく申し上げます。

## 記

### 1. 接触削減について

◎特定警戒都道府県（※）の対象となる福岡県に本社等を有する皆様

- ・最低7割、極力8割の接触削減について、削減目標を何としても実現するべく、業務に支障のない職員の在宅勤務の更なる推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

◎上記以外の皆様

- ・地域の事情を踏まえ、引き続き、在宅勤務の更なる推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

※特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

### 2. 感染防止について

- ・事業の継続にあたり、職員の方々のマスク着用、うがい・手洗い等の励行等、引き続き感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。
- ・なお、内閣総理大臣から発言のあった、業種毎の感染拡大予防ガイドラインの作成につきましては、現在、内閣官房等で、ガイドラインのひな型にあたるものの準備を進めているとのことであり、海事局より連絡あり次第お知らせいたします。どうぞよろしく申し上げます。

### <添付文書>

- ◎ 国土交通省海事局安全政策課危機管理室 事務連絡（令和2年5月5日付）
- ◎ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
- ◎ 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言
- ◎ 第12回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣発言

◎文書送付先

日本海洋レジャー安全・振興協会九州支部

(株)日本海洋資格センター

関門海技協会

船員災害防止協会九州支部

九州船舶電装協議会

日本舶用品検定協会 九州支部

日本舶用機関整備協会 九州支部

事務連絡  
令和2年5月5日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正を受けた、感染拡大の防止等について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

我が国における新型コロナウイルス感染症は、新規感染報告数が、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている一方で、全国の新規感染報告数が未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られる状況にあります。

このような状況を踏まえ、5月4日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、本部長である内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、全道府県の緊急事態宣言について、令和2年5月31日まで延長する旨が発出されたところです。（別添1）

また、同本部では、去る令和2年3月28日に同本部で決定され、4月16日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されました。（別添2）

改正された同方針では、社会機能の維持について、特定都道府県が、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者<sup>1</sup>及びこれら業務を支援する事業者に対し、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業特性を踏まえ、業務の継続を要請することが引き続き記載されております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づく業務計画を作成してい

---

<sup>1</sup> 別添2の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の4. ②「社会の安定の維持」において、物流・運送サービスとしての海運を明記。

る指定公共機関におかれましては、引き続き、同計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂きますようお願いいたします。

また、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこと、が記載されております。

さらに、内閣総理大臣からは、「今後2週間をめどに、業態ごとに、専門家の皆さんにも御協力いただきながら、事業活動を本格化していただくための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定してまいります。」との話があり、国土交通大臣からは、「所管事業者及び関係団体に、ガイドライン作成を要請する」よう指示があったところです。(別添3及び別添4)

感染防止のガイドラインの作成については、詳細は別途ご連絡いたしますが、同日の専門家会議の提言「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(別添5)における業種毎の感染拡大予防ガイドラインに関する留意点や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が各都道府県知事宛に発出している「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(別添6)を参考に取り組んで頂くこととなりますので、よろしくお願いたします。

なお、現在、内閣官房等において、ガイドラインのひな型に当たるものの準備を進めているとの連絡が来ており、入手次第お知らせさせて頂く予定ですので、当該資料もご参考にして頂ければと思います。

また、これまで、旅客船事業者団体等に対し、4月17日付事務連絡「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて(依頼)」でゴールデンウィークに向けた移動自粛の呼びかけに関する依頼をさせて頂いていたところですが、これらの取組については、ゴールデンウィーク後も引き続き取り組んで頂けるように要請して頂けますようお願いいたします。

さらに、貴団体等及び傘下事業者等でも既に在宅勤務(テレワーク)に係る取組を進めて頂いていることと存じますが、改めて、緊急事態宣言時に継続が求められる事業等にも配慮しながら、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県<sup>2</sup>に所在する傘下事業者等に、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合

---

<sup>2</sup> 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県(令和2年5月4日時点)

も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、接触機会の低減に向けた取組について、要請して頂けますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県<sup>3</sup>に所在する傘下事業者等についても、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進等に取り組んでいただくことにつき、要請して頂けますようお願いいたします。

貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の取組にご協力頂いているところですが、別添を含む本事務連絡の内容について、傘下事業者等に周知頂き、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備、テレワークの推進等に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

---

<sup>3</sup> 特定警戒都道府県以外の特定都道府県：特定警戒都道府県を除く全ての県（令和2年5月4日時点）

## 【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本舶用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
上海フェリー株式会社  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シッブスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本舶用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング  
D N V G L A S  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
C C S  
韓国船級協会

一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会  
一般財団法人 日本モーターボート競走会  
公益社団法人 日本モーターボート選手会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会  
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会  
公益財団法人 日本財団  
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
公益財団法人 日本海事科学振興財団  
一般財団法人 日本船渠長協会  
一般社団法人 日本船長協会  
一般社団法人 全日本船舶職員協会  
一般財団法人 海洋育英社  
一般社団法人 海洋会  
一般社団法人 日本船舶機関士協会  
公益財団法人 海技教育財団  
独立行政法人 海技教育機構  
日本水先人会連合会  
一般財団法人 海技振興センター  
公益財団法人 海技資格協力センター  
一般財団法人 日本船舶職員養成協会  
公益社団法人 日本海員掖済会  
一般財団法人 日本船員厚生協会  
公益財団法人 日本船員雇用促進センター  
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団  
一般財団法人 全日本海員福祉センター  
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会  
一般社団法人 外航船員医療事業団  
船員災害防止協会



## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

令和2年5月4日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、令和2年5月7日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### (1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### (2) 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

#### (3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 4月7日に緊急事態宣言を発出してから1か月となります。この間、国民の皆様には、極力8割、人と人の接触を削減していただくために、大変な御努力を頂いてまいりました。改めて、国民の皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。
- 本日開催されました専門家会議において、これまでの感染状況に対する分析と、今後に向けた提言を頂きました。まず、我が国は諸外国のような爆発的な感染拡大には至っておらず、全国の実効再生産数も1を下回るなど、一定の成果が現れ始めているものの、現時点では、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えない。引き続き、医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、現在の取組を継続する必要がある、というのが専門家の皆様の見解であります。
- このような専門家の皆様の見解を踏まえまして、本日、諮問委員会からも御賛同いただき、4月7日に宣言いたしました緊急事態措置の実施期間を、5月の31日まで延長することといたします。実施区域は、全都道府県であり、現在の枠組みに変更はありません。ただし、今から10日後の5月14日を目途に、専門家の皆様に、その時点での状況を改めて評価をしていただきたいと考えています。その際、地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを詳細に分析をしていただき、可能であると判断すれば、期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えであります。
- 13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触削減に向けた、これまでと同様の取組をしていただく必要があります。一方で、それ以外の県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することをお願いいたします。例えば、これまでクラスターの発生が見られず、3つの密を回避できる施設については、感染防止対策を徹底した上で、各県における休業要請の解除や緩和を検討していただきたいと思ます。
- なお、国民の皆様におかれましては、まん延防止の観点から、引き続き、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避けるようお願いいたします。
- この後の記者会見で、国民の皆様に変更して私から御説明いたしますが、これからの1か月は緊急事態の収束のための1か月であり、次なるステップに向けた準備期間であります。専門家の皆様からは、今後、この感染症が長丁場になることも見据え、感染拡大を予防する新たな生活様式を御提案いただきました。様々な商店やレストランの営業、文化施設、比較的小規模なイベントの開催などは、この新しい生活様式を参考に、人と人の距離をとるなど、感染防止策を十分に講じていただいた上で、実施していただきたいと考えています。今後2週間をめどに、業態ごとに、専門家の皆さんにも御協力いただきながら、事業活動を本格化していただく

ための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定してまいります。

- 都道府県と緊密に連携した、我が国のこれまでの取組は、国民の皆様にも多大なる御協力をいただき、間違いなく成果を上げております。各位にあっては、本日改定いたしました基本的対処方針に基づき、対策に引き続き全力を挙げていただきたいと思います。

## 第12回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月4日

## 大臣発言

(基本的対処方針の変更)

- 先ほど開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、全都道府県を対象として緊急事態宣言の実施期間が5月31日まで延長することが決定されました。この決定に従い、「基本的対処方針」が変更されましたことを受け、私から省内に指示を出したいと思います。

(外出自粛、広域移動の回避)

- 変更された基本的対処方針においては、13の特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県とで取組の強度に差異を認めつつも、基本的には、引き続き、外出自粛が求められています。
- 特に都道府県をまたぐ人の移動については、今回の方針を踏まえ、引き続き全国的に自粛を促す必要があります。国土交通省では、ゴールデンウィーク期間中、空港や鉄道駅等における広域的な移動自粛の呼びかけや、高速道路の土日祝日3割引を5月10日まで適用しないこと、SA、PAのレストラン等の営業自粛の要請、主要空港へのサーモグラフィーの設置などに取り組んでいます。今回の方針を踏まえ、これらの取組については、ゴールデンウィーク後も、引き続き実施して下さい。

- なお、現時点でのゴールデンウィークの交通機関の利用状況等について、
  - ・ JR各社の新幹線の指定席の予約状況は、5月3日現在で対前年比4%程度
  - ・ 航空便については、GW期間中の予約者数は、4月28日時点で、国内線が対前年比約93%減となっており、とりわけ、これまで予約が多いと心配されていた羽田＝那覇便について、

本邦航空大手2社の利用実績は、先週4月28日時点の予約者数よりもさらに3～4割程度減少しています。

- ・ 高速道路は、NEXCO3社と本四高速を合わせ、一昨日2日（土）は前年度比30%程度、昨日3日（日）は前年度比20%程度の交通量

と聞いており、全体として国民の皆様のご協力により、外出自粛がしっかり行われているものと考えています。国民の皆様のご協力で改めて感謝いたします。また、関係各局においては、引き続き利用状況をしっかりモニタリングしてください。

#### （接触機会の低減）

- 接触機会の低減については、これまで、全ての所管事業者及び関係団体等に対し、在宅勤務の推進など、協力を要請しているところですが、基本的対処方針の変更を踏まえ、13の特定警戒都道府県における所管事業者及び関係団体等に対しては、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」及び「出勤者数の7割削減」を目指して、引き続き、徹底した対応をお願いしてください。その際、緊急事態宣言時に事業の継続を求められる事業者の現場勤務については、感染拡大防止策をしっかり行っていただき、事業の継続に取り組んでいただきたいと思います。こうした事業者についても、オフィス勤務については、出勤者数の7割削減を目指すよう、要請してください。また、特定警戒都道府県以外の34の特定都道府県における所管事業者及び関係団体等に対しても、地域の実情を踏まえ、在宅勤務の推進などに取り組んでいただくよう、要請してください。

#### （ガイドライン作成等の検討）

- 基本的対処方針では、事業者及び関係団体において、ガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされました。関係各局においては、所管事業者及び関係団体に対し、ガイドライン作成を要請するとともに、必要な情報提供や助言を行ってください。

(公共交通や物流の機能の維持)

- 公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められています。その一方で、移動自粛により、公共交通の需要が大幅に減少しており、また、事業者における職員の感染事例も増えるなど、事業の経営環境は厳しい状況にあると認識しています。
- 新型コロナウイルス感染症については今後持続的な対策が必要になると見込まれる中、公共交通・物流分野の事業者が継続的にその責務を果たせるよう、事業継続のための体制や計画について、継続的にフォローしてください。また、その前提として、現場の運転従事者等の感染防止が何より重要であることから、マスクの着用、うがい・手洗い及び検温の励行、防護措置の徹底、休みやすい環境の整備などについて、対策の一層の徹底を図ってください。更に、運転従事者を守る防護フィルム等の設置や、運転席周辺の座席の使用禁止措置等についても導入を促してください。また、鉄道やバスの事業者が減便・運休を行う場合についても、社会的機能の維持、混雑の回避、職員の感染リスク低減の必要性等を総合的に勘案し、関係各局において、適切に判断してください。

(直轄工事)

- 国土交通省直轄工事等については、工事等を継続又は再開する場合には、現場での3つの密を回避する措置など感染拡大防止対策を徹底してください。また、引き続き、受注者からの申し出に応じて、一時中止や工期延期などの措置を行ってください。これらに伴う経費については、発注者が適切に負担して下さい。

(補正予算・事業者支援等)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は所管業界に広く及んでいるところであり、今般の緊急事態宣言の実施期間の延長に伴い、これまで影響を比較的大きく受けていなかった業界も含

めて各業界における事業経営や雇用等の状況について、引き続き、きめ細かく、前広に把握の上、先手先手で必要な対応を行うようにしてください。

- 関係各局においては、補正予算が成立したことを踏まえ、速やかな執行に向けて対応に万全を期してください。また、雇用調整助成金や持続化給付金、実質無利子無担保の融資などの支援策が、必要とされる事業者の皆様に、速やか、かつ、的確に届けられるよう、引き続き、関係省庁等と緊密に連携し、地方整備局や地方運輸局の窓口等を通じて、それぞれの事業者に寄り添ったきめ細やかな対応を徹底してください。
- また、テナント賃料の支払い猶予や公営住宅における家賃の徴収猶予などについても、具体的な取組が広がるよう、現場の状況をしっかり踏まえつつ、着実に対応してください。
- さらに、国民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症の収束が見られた後を見据え、「Go To トラベル事業」等の効果的な施策について、関係省庁等と連携して、事業の開始に向けた準備に着手してください。
- 国土交通省としても、省内で複数の職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されており、換気やマスクの着用はもとより、こまめな検温を含めた体調の把握、共有物の定期的な消毒など、感染防止対策の徹底を図ってください。併せて、本省で感染が拡大していることから、職員の不安解消のため、感染者のプライバシーに配慮しつつ、職員への丁寧な情報発信に努めてください。また、引き続き、特定警戒都道府県において出勤職員を7割減らすことなどを目指して、在宅勤務等の推進を図り、必要な行政機能は維持しつつ、出勤職員の削減を進めてください。
- 緊急事態宣言の期間が延長され、厳しい状況は続きますが、5月31日までは収束に向けた重要な1か月と認識し、国土交通省一丸となって、取組を進めてください。各局においては、一層の緊

張感をもって、変更された基本的対処方針を踏まえ、新型コロナウイルスとの戦いに全力を挙げてください。

○ 私からは以上です。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房危機管理室 小柳

03-5253-8111（内線 57713）

03-5253-8974（直通）